平成２１年（フ）第４５号
熊本県天草市本渡町本渡1964番地１
債務者　萩原　正二
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月19日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第４６号
熊本県天草市本渡町本渡1964番地１
債務者　萩原　文子（旧姓水田）
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月19日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第８３８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵44―10アトイーズ武蔵102、住民票上の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷775番地１ミニホルンＢ―202号
債務者　鈴木智恵美
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９３５号
東京都昭島市郷地町３丁目１番７―304号
債務者　中村　美香
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９３７号
東京都三鷹市上連雀１丁目１番５―209号
債務者　浅野フヂ子
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午後１時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４２９号
静岡県浜松市北区細江町広岡102番地の１
債務者　アルベス　リカルド　テイシェイラ
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４３０号
静岡県浜松市北区細江町広岡102番地の１
債務者　アルベス　セシリア　マリ　クボ
１　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
静岡県浜松市東区安新町344番地の１、前住所静岡県磐田市向笠竹之内175番地４
債務者　平間　正記
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
静岡県浜松市東区安新町344番地の１、前住所静岡県磐田市向笠竹之内175番地４
債務者　平間　昌子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
静岡県浜松市中区葵西１丁目７番11号　セントポーリア葵Ｄ103、前住所静岡県浜松市中区小豆餅１丁目38番15―406号　アーバンライフ小豆餅
債務者　川原裕美子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
静岡県藤枝市光洋台34番地の１
債務者　西川　美鈴
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３号
岡山県新見市新見2147番地８
債務者　西江　美幸
１　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月７日午前10時30分
岡山地方裁判所新見支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１８０３号
埼玉県川口市西青木２丁目６番22号
破産者　株式会社コア・ジャパン
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
千葉県いすみ市大原3348番地２
破産者　仙洞田正晴
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２１０号
千葉県いすみ市大原3348番地２
破産者　仙洞田志津代
１　決定年月日　平成21年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１２９号
千葉県八街市朝日241番地３
破産者　吉岡　　功
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１４８号
千葉県四街道市栗山1052番地117
破産者　櫻田　恵子
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部